

2018.10.24 (5/15 版「四つの不正」の抜粋)

報告者 小川重光

東洋ゴム工業(株)の不祥事（免震ゴム品質関連不正）の概要について

1. 自社による公表内容

2015 年 3 月 13 日公表： 子会社である東洋ゴム化工品(株)が製造・販売していた建築用の「免震ゴム」について、国土交通大臣認定の性能評価基準に適合していない製品を、2004 年 7 月以降、出荷していた。納入数は 55 物件。また、一部の大臣認定を技術的根拠のない申請により取得していたことも判明し、認定申請を取り下げた。発表段階では原因究明は進んでおらず対策費用も見積もられていない。続いて 3 月 25 日と 30 日にその 55 棟につき耐震性に問題ないことを確認したこと、また、性能評価基準を満たす製品への全数取替え方針を公表。4 月 24 日には、2 月 6 日に弁護士を代表とする「社外調査チーム」に対して本件の事実関係、原因、発覚までの経緯等の説明を依頼した件の中間報告書を受領したこととその概要を公表。6 月 19 日に調査報告書を受領し、22 日にその内容（290 頁）を公表。6 月 23 日には臨時取締役会において原因究明・再発防止策・山本社長辞任を含む経営責任の明確化を決定したと公表した。

2. 社外調査報告書、新聞・インターネット等の記事より

- ・免震ゴムの検査をしていたのは約 15 年間も同じ担当者（製品開発課長）で、専門性の高い仕事なので他に担当できる人がいなかったと会社側は説明。その後 2012 年 8 月に新たに入社した社員に担当が変わると、引き継ぎで数値補正等について納得できる説明が受けられなかったことから新しい担当者は不審に思い、2014 年 2 月に上司とともに子会社の社長に問題を報告した。しかし最終的に親会社の社長にまで問題が報告されるまでに、中途の職位における検証作業などのために、約 1 年もの期間を要した。調査報告書は、本件のような重大な問題が認識された場合は、上司とは別にコンプライアンス担当部門に報告するなどの方法により、直ちに経営陣に対する報告を行い、経営陣を含む体制により緊急の調査・是正措置などが検討されるべきであると指摘している。
- ・東洋ゴム工業とグループ会社については、社内監査体制として監査部と品質保証部が監査を行う制度であった。しかし監査部の監査項目には品質・技術に関する事項はなく、品質保証部の監査は製造部門に対しては定期的実施されていたものの、（上記製品開発課を持つ）開発技術部門を対象として実施されることはほとんどなかった。ここに社内監査体制の不備があったと報告書は指摘している。
- ・親会社には取締役 8 名のうち 3 名の社外取締役、監査役 4 名のうち 3 名の社外監査役がいた。しかし問題は 2015 年 2 月 6 日に「社外調査チーム」に調査を依頼する前日の 2 月 5 日ごろまでに、社外取締役 3 名と監査役 4 名には報告や相談がなかった。その結果、客観的な立場から速やかな対外対応が提案されたかも知れない機会が失われ、社外取締役・監査役が有効に機能しなかったと調査報告書は指摘する。
- ・雑誌記事的な観点からは、東洋ゴム工業にあってはタイヤが主力であって、問題のあったゴム製品などは傍流（ノンコア）事業であるため、そこの出身の役員もおらず、

必要な経営資源の投入を怠り、経営陣が全社全グループの危機として強い認識を持てなかったのであろうと言われている。実際、親会社連結売上高の約 4,000 億円のうち、東洋ゴム化工品(株)免震ゴムだけでは 7 億円の売上高で 0.2%程度でしかない。ところがその交換工事等に対して 686 億円の特別損失を計上し、最終的に 2016 年 12 月期連結決算までの累計（2 か年）で 1,134 億円にのぼったと公表された。きわめて特徴的、教訓的と言っていいように思う（報告者感想）。

- ・法的な問題では、子会社が不正競争防止法違反（虚偽表示）を問われて法人として大阪の枚方簡裁で罰金 1000 万円の判決を受けた。同社の関係者 18 人も送検されたが大阪地検により起訴猶予となった。また親会社法人と前社長ら 8 人も同法違反で送検されたが地検は不起訴としている。一方、個人株主により歴代役員 16 人に対して総額 24 億円を賠償するよう求めた株主代表訴訟が 2016 年 7 月に提起されており、現在大阪地裁で係争中である。報道によれば、被告は断熱パネルの性能偽装発覚後に、新たな不正を防ぐ内部統制システムの構築を怠り、偽装を認識しながら国の基準を満たしていない免震ゴムの出荷を続け、同社に損害を与えたとしている。なお、被告の役員に監査役が含まれているか否かは明らかでない。また別に、免震ゴム問題でマンション販売契約が解除された会社が損害賠償請求を求めた訴訟で、2017 年 2 月 27 日の東京地裁判決で請求通り 3 億円の支払いが命じられた。
- ・その後の経営に関する情報として、2017 年 7 月 28 日には親会社が東洋ゴム化工品(株)の株式を会社分割によりニッタ株式会社に譲渡することを発表している。同時に発表したニッタ(株)の公表資料には東洋ゴムグループから継承する事業の中に「但し、建築用免震ゴム事業を除く」と明記されているが、東洋ゴム側の資料には記載がない。会社名はニッタ化工品として資本金を 9 千万円とし社長は変わらずに再出発する形になっている。問題子会社を体よく切り離したということか、或いは妥当な経営判断と言えるのであろうか、報告者にはよくわからない。

3. 参考情報

東洋ゴム工業株式会社

本社：兵庫県伊丹市 1945 年設立 業種：ゴム製品（タイヤが主、国内 4 位）
東証 1 部上場 資本金約 305 億円 連結売上高約 4,000 億円（2015 年 12 月期）

東洋ゴム化工品株式会社

本社：東京都新宿区 1962 年設立 事業内容：ゴム・樹脂化工品製造、販売、卸
東洋ゴム工業 100%出資 資本金 225 百万円
→会社再編・集約後に株式譲渡され、2017 年 8 月商号をニッタ化工品(株)に変更

ニッタ株式会社

本社：大阪市浪速区 1945 年設立 業種：ゴム製品（産業用ゴムベルトが主力）
東証 1 部上場 資本金 80.6 億円 連結売上高約 640 億円（2017 年 3 月期）

以 上